

神戸市西区 防犯・交通安全活動用物品支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪や交通事故のない安全で安心してくらすことができるまちづくりを推進するため、自主的に、子どもの見守りなどの防犯活動や交通安全活動を行う区内の住民組織・団体（以下、団体という。）に対して、活動に必要な物品の支給を行う。

(支給対象)

第2条 次のすべてに該当する団体に対し物品を支給する。

- (1) 区内の住民を主体とした構成であること
- (2) 区内で子どもの見守りなどの防犯活動、または交通安全活動を支給年度において複数回計画的に実施し、翌年度以降も継続して活動を行う見込みであること
- (3) 営利を目的としていないこと
- (4) 暴力団、反社会的活動を目的とした集団ではなく、また、これらに関係する者が所属していないこと

(支給物品の種類)

第3条 区が支給する物品の種類は、次のとおりとする。

- (1) パトロール用ベスト
- (2) パトロール用キャップ
- (3) パトロール用腕章
- (4) パトロール用ライト(懐中電灯)
- (5) 防犯合図灯(誘導灯)
- (6) 横断旗
- (7) 横断旗を入れるための箱
- (8) (1)～(7)のほか、区長が必要と認めたもの

(支給物品の数量)

第4条 各対象団体に支給する物品の数量については、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) パトロール用ベスト | 20着以下 |
| (2) パトロール用キャップ | 20個以下 |
| (3) パトロール用腕章 | 20個以下 |
| (4) パトロール用ライト | 5個以下 |
| (5) 防犯合図灯(誘導灯) | 5個以下 |
| (6) 横断旗 | 10個以下 |
| (7) 横断旗を入れるための箱 | 2個以下 |

ただし、(1)～(5)については、実際に防犯パトロール活動を行う人数が上記数量を下回る場合は、その人数を支給数量の上限とする。なお、前条(8)の物品については、区

長が必要と認めた数量を上限とする。

(支給の申請)

第5条 物品の支給を受けようとする団体は、物品支給申請書(様式第1号)に活動概要書兼団体構成員名簿(様式第2号)を添付して、区長が定める募集期間内に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、物品支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。ただし、申請団体の数に応じて申請を受けた支給物品の内容および数量等を勘案し、当該年度の予算の範囲を超える場合は、区長はその範囲内で支給物品の内容および数量の決定をして通知できる。

(支給物品の管理等)

第7条 この要綱に基づき支給された物品は、原則として、防犯活動または交通安全活動以外の目的で使用してはならない。

2 支給された物品の管理については、その支給を受けた団体が責任を負う。ただし、管理者の責に帰することのできない理由による破損・紛失は除く。

3 支給された物品は、他団体および被支給団体に所属しないものに貸与、譲渡その他これらに類する取り扱いをしてはならない。

4 第3条(7)に掲げる物品について、道路上に設置する場合は、道路法及び神戸市道路占用許可基準要綱等に基づき、道路管理者の許可を得ること。この場合においては、占用に係る許可証等の写しを物品の受け渡しの日までに区長へ提出しなければならない。また、設置にあたっては関係者と事前に調整を行うこと。

(支給決定の取り消し)

第8条 区長は、物品の支給を受けた団体が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、物品支給決定取消通知書(様式第4号)により通知することで支給の決定を取り消し、支給した物品を返却させることができる。

(1) 第2条の規定を満たさないことが判明した場合

(2) 第7条の規定に反する事象が確認された場合

(3) 区長が特に必要と認めた場合

(報告)

第9条 物品の支給を受けた団体は、支給の決定を受けた年度終了後、速やかに活動実績報告書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

2 物品の支給を受けた団体は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、当該事象が発生した日の翌日から起算して10日以内に、物品破損等報告書(様式第6号)により区

長へ報告しなければならない。

- (1) 活動内容を変更した場合
- (2) 物品を破損・紛失した場合
- (3) 区長が特に必要と認めた場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、物品の支給に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年9月1日より施行する。
- 2 この要綱は平成31年5月1日より施行する。
- 3 この要綱は令和3年4月1日より施行する。
- 4 この要綱は令和5年2月1日より施行する。
- 5 この要綱は令和6年4月1日より施行する。